

令和6年第2回五霞町議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和6年6月4日（火曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 承認第 3号 専決処分の承認について
(五霞町税条例の一部を改正する条例)
- 第 5 承認第 4号 専決処分の承認について
(五霞町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第 6 議案第36号 五霞町教育委員会教育長の任命同意について
- 第 7 議案第37号 五霞町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第38号 五霞町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第39号 町道の廃止について
- 第10 議案第40号 町道の認定について
- 第11 議案第41号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第12 議案第42号 茨城租税債権管理機構規約の変更について
- 第13 議案第43号 令和6年度五霞町一般会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第44号 令和6年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第15 報告第 1号 令和5年度五霞町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告
- 第16 報告第 2号 令和5年度五霞町公共下水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書の報告
- 第17 報告第 3号 株式会社五霞まちづくり交流センター令和5年度経営状況の報告
- 第18 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1 番 猿 橋 正 男 君
3 番 黛 丈 夫 君
5 番 植 竹 美智雄 君
7 番 伊 藤 正 子 君
9 番 鈴 木 喜一郎 君

2 番 小野寺 宗一郎 君
4 番 山 本 芳 秀 君
6 番 新 井 庫 君
8 番 宇 野 進 一 君
10 番 樋 下 周一郎 君

欠席議員（0名）

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	知 久 清 志 君	副 町 長	土信田 法 男 君
教 育 長	森 田 恵美子 君	総 務 課 長	鳩 貝 浩 之 君
まちづくり 戦略課長	古 郡 健 司 君	会計管理者兼 町民税務課長	山 下 仁 司 君
健康福祉課長	荒 井 富美子 君	生活安全課長	曾 根 正 明 君
産業課長兼 農業委員会 事務局長	笈 沼 光 行 君	都市建設課長	大 橋 勝 君
上下水道課長	園 田 和 則 君	教 育 次 長	山 田 浩 君

写真撮影のため入場を許可した者

まちづくり
戦略課副主幹 曾 我 俊 之 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	松 村 聖 市	書 記	高 島 悠 仁
		書 記	伊 藤 弘 美

開会 午前10時00分

◎開会の宣告及び議長挨拶

○議長（樋下周一郎君）皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和6年第2回五霞町議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

連日、雷雨になっていますけれども、雹にも気をつけていただきたいなというふうに思っております。間もなく梅雨入りですが、この時期の雨は、夏場の飲料水等生活水の確保や、水道など農作物への影響も考え、一定量の降雨を願うものであります。これからは、30度を超える日も多くなりますが、今から熱中症への対策を行っていかねばならないと感じております。

本日は、議員各位には何かとお忙しい中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。本定例会には、専決処分の承認、人事案件、条例の一部改正、各会計補正予算、報告事項などが議案として提出されております。議員各位には、慎重なる審査と円滑なる運営がなされますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本定例会開催に当たり、去る5月22日午後1時30分から議会運営委員会が開催され、別紙、令和6年第2回五霞町議会定例会会期及び審議表のとおり協議されておりますので、御報告申し上げます。

◎会議成立の宣言

○議長（樋下周一郎君）ただいまの出席議員は全員出席の10名で、会議は成立いたします。

◎町長挨拶

○議長（樋下周一郎君）ここで、町長の挨拶をお願いします。

町長。

○町長（知久清志君）改めまして、皆さん、おはようございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、令和6年第2回定例会を開催しましたところ、議員の皆様方におかれましては、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本定例会には、執行部といたしましては、専決処分の承認が2件、人事案件が1件、条例の一部改正が2件、町道の廃止が1件、町道の認定が1件、茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更が1件、茨城租税債権管理機構規約の変更が1件、令和6年度一般会計特別会計の補正予算が2件、報告といたしまして、令和5年度一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告が1件、令和5年度公共下水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書の報告が1件、株式会社五霞まちづくり交流センター令和5年度経営状況の報告が1件、以上、合計14件を御提案させていただいております。詳細につきましては、御手元の議案書により説明させていただきますので、御審議の上、適切な御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎開議の宣告

○議長（樋下周一郎君）これから本日の会議を開きます。

会議規則第20条による本日の議事日程は、御手元に配付いたしました令和6年第2回五霞町議会定例会議事日程（第1号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（樋下周一郎君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、4番 山本芳秀君、9番 鈴木喜一郎君の2名を会期中の署名議員として指名いたします。

◎会期の決定

○議長（樋下周一郎君）日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日4日から11日までの8日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって会期は本日、6月4日から6月11日までの8日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（樋下周一郎君）日程第3、諸般の報告をいたします。

地方自治法の規定に基づく例月出納検査の監査結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員より報告がありましたので、その写しを配付しております。御確認ください。

続きまして、地方自治法第121条の規定による本日の議案説明員等は、御手元に配付いたしました資料のとおりです。御確認ください。

傍聴の皆様をお願いを申し上げます。

本日の会議は、役場庁舎内へ映像配信を行うとともに、後日、町ホームページを通じて録画映像の配信も行いますので、御理解、御協力をお願いいたします。なお、傍聴席が映像範囲に入ることもございますので、あらかじめ御承諾をお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方はマナーモードへの切替えをお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（樋下周一郎君）これより議事に入ります。

初めに日程第4、承認第3号 専決処分の承認について、五霞町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）承認第3号につきましては、五霞町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるものでございます。

国は、現下の経済情勢等を踏まえ、令和6年度の税制改正を行っています。今回改正された地方税に係る主なものといたしましては、定額減税による個人住民税の特別税額控除規定の新設、固定資産評価替えによる土地の負担調整措置の3年延長などです。

町の税条例の上位法令である地方税法等の一部を改正する法律等が、令和6年3月30日に公布され、原則として令和6年4月1日から施行されたことに伴い、五霞町税条例の一部を改正する条例についても令和6年4月1日の施行とするため、専決処分にて対応させていただいたところでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、町民税務課長の補足説明を願います。

町民税務課長。

○町民税務課長（山下仁司君） それでは、承認第3号について御説明いたします。

議案書の1ページをお願いします。

令和6年3月30日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、五霞町税条例の改正が必要になったことに伴う改正でございます。

主な改正点につきましては、議案書13ページ以降の新旧対照表により説明させていただきます。

それでは、議案書13ページをお開き願います。

改正部分は下線に示した部分でございます。第34条の7以下は、法改正に伴う項ずれや文言整理を行っています。

次に、18ページをお開き願います。

附則第7条の5は、令和6年度分の町民税の特別税額控除の新設でございます。3行目後半から4行目にかけて、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者が対象であることを定めております。

次に、議案書19ページをお開き願います。

第7条の6、令和6年度分個人の町民税の納税通知書に関する特例でございます。普通徴収の減税方法でございますが、第1項の後半、議案書20ページの下から5行目後半に、その者の第1期分金額から、その者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においては、その者の分割金額とするとあり、第1期から減税する方法を定めています。

次に、議案書22ページをお開き願います。

第7条の7、令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税に関する特例でございます。公的年金等所得に係る特別徴収の減税方法でございますが、議案書28ページ、第3項第1号の中段8行目に、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においては、その者の10月分金額から、その者の年金所得に係る個人の町民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年3月31日までの間においては、その者の分割金額に相当する税額とするとあり、10月から控除し、控除し切れないときは、12月分から順次控除することを定めています。

次に、議案書37ページをお開き願います。

第12条、宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例でございます。ここからは、令和6年度の固定資産税評価替えに当たり、負担調整の仕組みの継続が明記されています。

同条中段右側の現行下線部で、商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5、令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準

額とありますのは、当時、新型コロナウイルス感染拡大により、特例的に負担調整を据え置いたり、減額したりしたものを原則どおりに戻した上での継続でございます。

最後に、議案書 47 ページをお開き願います。

附則第 1 条にて、施行日を令和 6 年 4 月 1 日としています。

以上、上位法令の改正に伴う五霞町税条例の一部改正でございます。

御承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

承認第 3 号を採決いたします。

承認第 3 号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、承認第 3 号 専決処分の承認について、五霞町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり承認されました。

◎承認第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（樋下周一郎君）続いて日程第 5、承認第 4 号 専決処分の承認について、五霞町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）承認第 4 号につきましては、五霞町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるものでございます。

先ほど御承認いただきました五霞町税条例の一部を改正する条例と同様、町条例の上位法令である地方税法等の一部を改正する法律等が令和 6 年 3 月 30 日公布、原則として令

和6年4月1日から施行されたことに伴い、五霞町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、令和6年4月1日の施行とするため、専決処分にて対応させていただいたところです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、町民税務課長の補足説明をお願いします。

町民税務課長。

○町民税務課長（山下仁司君）承認第4号について御説明いたします。

議案書の49ページをお開き願います。

令和6年3月30日に公布された地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、五霞町国民健康保険税条例の改正が必要になったことに伴う改正でございます。

主な改正点につきましては、新旧対照表により説明をさせていただきます。

議案書の52ページをお開き願います。

改正部分は下線で示した部分でございます。第2条第3項、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の22万円から24万円に引き上げる改正でございます。

以下の第21条第1項も同様でございます。

議案書の53ページをお開き願います。

第21条第1項第2号では、5割軽減判定所得の基準額を現行の29万円から29万5,000円に、同項第3号では、2割軽減判定所得の基準額を現行の53万5,000円から54万5,000円にそれぞれ見直す改正でございます。

附則、施行期日でございます。

第1項で、この条例は令和6年4月1日から施行し、第2項で、令和5年度分までは従前の例によることを規定しております。

以上、上位法令の改正に伴う五霞町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

御承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

承認第4号を採決いたします。

承認第4号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、承認第4号 専決処分の承認について五霞町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり承認されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（樋下周一郎君）続いて、日程第6、議案第36号 五霞町教育委員会教育長の任命同意についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、教育長 森田恵美子君の一身上に関する事件であると認められますので、教育長 森田恵美子君の退場を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、教育長 森田恵美子君の退場を求めます。

〔教育長 森田恵美子君 退場〕

○議長（樋下周一郎君）なお、本案件に関する参考資料の配付依頼がありましたので、御手元に配付しております。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第36号 五霞町教育委員会教育長の任命同意について御提案申し上げます。

本議案につきましては、五霞町教育委員会の教育長である森田恵美子氏の任期が、令和6年6月30日付けをもって満了することに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、森田恵美子氏の再度の任命について議会の同意を求めるものでございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第 36 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり任命同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

○議長（樋下周一郎君）よって、議案第 36 号 五霞町教育委員会教育長の任命同意については、原案のとおり任命同意されました。

ここで、教育長 森田恵美子君の入場を許可いたします。

〔教育長 森田恵美子君 再入場〕

○議長（樋下周一郎君）ただいま、議案第 36 号 五霞町教育委員会教育長の任命同意については、原案のとおり同意されましたので、御報告申し上げます。

森田教育長より登壇にて御挨拶をお願いいたします。

〔教育長 森田恵美子君 登壇〕

○教育長（森田恵美子君）このたびは、議員の皆様にご同意をいただき、誠にありがとうございます。7月1日より3年間、引き続き教育長の任に当たらせていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。今責任の重さに、身の引き締まる思いでございます。

さて、世界情勢を見ますと、戦争や紛争が各地で起こり、日本では、円安の物価高騰と経済面でも不安定な状況が続いております。グローバル化、技術革新など社会の変化が著しく、予測困難な時代と言われています。このような中で、子供たちは、この時代をたくましく生き抜く力が必要です。人間としての自立を目指し、成長していくためにも教育の重要性がますます叫ばれているところでございます。

五霞町に目を移しますと、令和6年度、今年度は教育元年の年であると捉えております。小学校の統合による五霞小学校が誕生し、新たな小中一貫教育が始まりました。小中一貫教育を軸に、特色ある魅力ある学校づくりを目指しているところでございます。

生涯学習については、住民の皆様の御要望にお応えし、創意工夫を持って企画運営をしていきたいと考えております。現在、公民館講座や自主サークル、子ども会活動、青少年活動などたくさんの町民の方が学習を進めております。町民の皆様が生きがいを持ち、楽しく活動できますよう、更なる充実を図ってまいりたいと思っております。

また、文化財の保護や新庁舎複合化における公民館施設の充実と、課題も山積している状況です。

甚だ微力ではございますが、これまでの経験を生かし、精一杯務めさせていただく所存でございます。どうぞ皆様、今後も変わらず御指導を賜りますようお願い申し上げ、御挨拶といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて、日程第7、議案第37号 五霞町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第37号 五霞町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

本町の子ども・子育てに関する施策の総合的、かつ計画的な推進に関し必要な事項を調査し、審議するために、五霞町子ども・子育て会議が設置されています。その設置根拠となる五霞町子ども・子育て会議条例の一部を改正するものです。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第37号は、会議規則第37条の規定により、御手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第37号は付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて日程第8、議案第38号 五霞町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第38号 五霞町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に定める条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

五霞町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を定める際の基準となる児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の改正が行われました。これにより本条例の一部を改正するものです。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては、常任委員会において御説明申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第38号は、会議規則第37条の規定により、御手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第38号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて日程第 9、議案第 39 号 町道の廃止についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第 39 号 町道の廃止について御提案申し上げます。

今回、廃止をお願いします町道は、元栗橋地内の町道 2237 号線及び原宿台地内の町道 3426 号線の 2 路線でございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては、常任委員会において御説明申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 39 号は、会議規則第 37 条の規定により、御手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 39 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 40 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）続いて日程第 10、議案第 40 号 町道の認定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第 40 号 町道の認定について御提案申し上げます。

今回、認定をお願いいたします町道は、元栗橋地内の町道 2237 号線及び町道 3489 号線の 2 路線と、新幸谷地内の町道 3490 号線の 1 路線でございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては、常任委員会において御説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 40 号は、会議規則第 37 条の規定により、御手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 40 号は付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 41 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（樋下周一郎君）続いて日程第 11、議案第 41 号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第 41 号につきましては、県内全市町村で構成する茨城県後期高齢者医療広域連合が、市町村ごとに規約変更の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、町民税務課長の補足説明をお願いします。

町民税務課長。

○町民税務課長（山下仁司君）議案第 41 号について御説明いたします。

議案書 74 ページをお開き願います。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、現行の被保険者証は、改正法の施行日以降、発行されなくなります。

このことに伴い、規約別表中の被保険者証等の用語の整理を行うほか、関係市町村の共通経費負担金の納入額算出に用いる人口及び高齢者人口の算定基準日などの整理を行うものです。

改正点につきましては、新旧対照表により御説明いたします。

議案書の 76 ページをお開き願います。

改正部分は下線に示した部分でございます。

第 11 条第 3 項を削り、別表第 1 第 4 条関係、第 2 項及び第 3 項の被保険者証及び資格証明書を資格確認書等に改め、別表第 2 備考中、3 月 31 日を 1 月 1 日に改めるものでございます。

議案書 77 ページをお開き願います。

附則としまして、第 1 項、施行期日。この規約は、地方自治法第 291 条の 3 第 1 項の規定による茨城県知事の許可のあった日から施行されます。

ただし、この規約による変更後の別表 1 の規定は、令和 6 年 12 月 2 日から施行するものです。

続いて、第 2 項、経過措置。この規約による変更後の別表第 2、備考の規定は、令和 7 年度以降の関係市町村の負担金について適用し、令和 6 年度以前は従前の例によるものでございます。

以上、規約の変更について、茨城県後期高齢者医療広域連合会が市町村ごとに規約変更の議決を求めるものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第 41 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 41 号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 42 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（樋下周一郎君）続いて、日程第 12、議案第 42 号 茨城租税債権管理機構規約の変更についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第 42 号につきましては、県内全市町村で構成する茨城租税債権管理機構が、市町村ごとに規約変更の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、町民税務課長の補足説明を願います。

町民税務課長。

○町民税務課長（山下仁司君）議案第 42 号について御説明いたします。

議案書 79 ページをお開き願います。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行により、令和 6 年度から国税として賦課される森林環境税について、地方自治法の法定受託事務として市町村が賦課徴収することになったため、茨城租税債権管理機構規約を変更するものです。

改正点につきましては、新旧対照表により御説明いたします。

議案書 81 ページをお開き願います。

改正部分は、下線で示した部分でございます。

第 3 条第 1 項中「地方税に係る」を「地方税及び国税に係る」に改めるものでございます。

議案書 85 ページをお開き願います。

附則としまして、この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、上位法令の施行により、県内全市町村で構成する茨城租税債権管理機構が、市町村ごとに規約変更の議決を求めるものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第 42 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 42 号 茨城租税債権管理機構規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 43 号・議案第 44 号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（樋下周一郎君）お諮りいたします。

日程第 13、議案第 43 号 令和 6 年度五霞町一般会計補正予算（第 1 号）及び日程第 14、議案第 44 号 令和 6 年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、各会計の補正予算で関連しておりますので、一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 43 号及び議案第 44 号を一括して議題といたします。

町長からそれぞれ提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第 43 号 令和 6 年度五霞町一般会計補正予算（第 1 号）、議案第 44 号 令和 6 年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、一括して提案申し上げます。

初めに、議案第 43 号 令和 6 年度五霞町一般会計補正予算（第 1 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 4,321 万 3,000 円を追加し、総額をそれぞれ 50 億 2,821 万 3,000 円とするものでございます。

次に、議案第 44 号 令和 6 年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 231 万 8,000 円を追加し、総額をそれぞれ 10 億 2,731 万 8,000 円とするものでございます。

これら各会計の補正予算につきましては、本定例会には常任委員会が予定されていますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 43 号及び議案第 44 号は、会議規則第 37 条の規定により、御手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 43 号及び議案第 44 号は付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎報告第 1 号の上程、説明、質疑

○議長（樋下周一郎君）続いて日程第 15、報告第 1 号 令和 5 年度五霞町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）報告第 1 号 令和 5 年度五霞町一般会計予算。

繰越明許費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、御報告いたします。

繰越しました事業は 7 事業、金額につきましては 6,624 万 5,000 円となります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、総務課長の補足説明を願います。

総務課長。

○総務課長（鳩貝浩之君）報告第 1 号 令和 5 年度五霞町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

議案書の 106 ページをお願いいたします。

まず、2款総務費、1項町有財産管理事業の翌年度繰越額は1,215万5,000円でございます。複合庁舎整備に当たりまして基本計画を補完する資料編の調製に関する業務及び設計業務の発注文書等の作成支援について、業務スケジュールの延伸により委託料の一部を繰越したものでございます。なお、財源につきましては全額一般財源でございます。

次に、庁舎電算システム整備事業の翌年度繰越額につきましては825万円でございます。職員が使用する情報系システムの設定作業に加えて、サーバー等の設定作業が必要となり、スケジュールの延伸となったことから委託料を繰越したものでございます。こちらも財源については一般財源でございます。

次に、戸籍住民基本台帳等事務事業の翌年度繰越し額1,227万6,000円につきましては、国による要領変更の影響により、スケジュールが後ろ倒しになったことから、システム改修業務委託料を繰越したものでございます。こちらの財源は、全額国庫支出金でございます。

次に、3款民生費、価格高騰臨時交付金、均等割のみ課税世帯の支給事業、こちらの翌年度繰越額2,290万1,000円及び下の段の同じくこども加算支給事業210万4,000円でございますが、令和5年度末に着手した給付に係るシステム改修後に給付作業となりますことから、支給に要する事務費及び扶助費をそれぞれ繰越したものでございます。こちらも全額国庫支出金でございます。

次に、4款衛生費、新型コロナワクチン接種事業の翌年度繰越額63万9,000円でございますが、令和5年度末をもって終了した集団接種に要した物品の処分及び費用の精算等に係る経費として役務費、委託料をそれぞれ繰越したものでございます。こちらも全額国庫支出金でございます。

次に、8款土木費、地域優良賃貸住宅整備事業でございます。物価高騰の影響等により事業スケジュールの延伸が必要となったため、業務委託料792万円を繰越したものでございます。こちらは全額一般財源でございます。

以上のとおり御報告いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

報告第1号については、報告のとおりといたします。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（樋下周一郎君）続いて、日程第16、報告第2号 令和5年度五霞町公共下水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書の報告を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）報告第2号 令和5年度五霞町公共下水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、御報告いたします。

繰越した金額につきましては、4,070万円となります。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、上下水道課長の補足説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（園田和則君）それでは、報告第2号 令和5年度五霞町公共下水道事業予算繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

議案書の108ページをお願いいたします。

1款資本的支出、1項建設改良費、下水道施設整備事業4,070万円でございます。内容につきましては、農業集落排水統合に伴う管渠詳細設計業務でございます。当初設計で想定していたルートについて、埋設物の状況や物価高騰などの影響を踏まえて、経済的な工法及びルートの再検討に日数を要したことから、必要な履行期間を確保するため繰越したものです。財源は、国庫支出金2,000万円、地方債2,000万円、一般財源が70万円でございます。

以上のとおり報告いたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

報告第2号については報告のとおりといたします。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（樋下周一郎君）続いて、日程第17、報告第3号 株式会社五霞まちづくり交流センター令和5年度経営状況の報告を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）報告第3号 株式会社五霞まちづくり交流センター令和5年度経営状況について御報告いたします。

先月、5月30日に開催されました株式会社五霞まちづくり交流センターの株主総会において令和5年度の決算が承認されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、御報告するものでございます。

令和5年度は、コロナ禍を乗り越え、おおよそ30年ぶりとなる高水準の賃上げなど、経済に前向きな動きが見られる一方、物価の上昇などにより、個人消費などの経済活動は力強さを欠いた印象を受ける年でありました。

また、株式会社五霞まちづくり交流センターを取り巻く状況も、ふるさと納税の制度改正や新4号国道の高架化など、大きく変化してきています。

その中で、道の駅ごかの令和5年度の売上高は3億1,124万円となり、令和2年度の2億6,000万円、令和3年度の2億8,000万円、令和4年度の3億円と徐々に回復の兆しが見られる状況となりました。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、産業課長の補足説明を願います。

産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（笈沼光行君）報告第3号について御説明いたします。

議案書110ページをお願いいたします。

令和5年度道の駅ごかの事業報告でございます。

令和5年度は、新型コロナウイルス5類移行前の4月に、道の駅開業18周年記念イベントを実施し、それを皮切りに、季節フェアやキャンペーン企画イベントへの参加などを中心に、32件の事業を実施いたしました。

次に、株式会社五霞まちづくり交流センター第20期の決算報告書について御説明いたします。

議案書112ページをお願いいたします。

始めに、貸借対照表になります。貸借対照表は、決算時における企業の財政状況等を表すもので、表の左の欄、資産の部、合計1億8,407万447円、右の欄、上段、負債の部合計1億810万264円。

下段、純資産の部、合計7,597万183円。負債の部、純資産の部、合計1億8,407万447円でございます。

次に損益計算書になります。

議案書113ページをお願いいたします。

損益計算書は、決算期の企業の経営状況を表すもので、表中段ほどの売上高合計は、3億1,124万9,402円で、前年度比1,037万円の増となっています。

主な内訳といたしまして、1つ目は、飲食関係の売上高であり、レストラン売上高は2,076万706円で、レストラン華こぶしの売上ですが、営業日の縮小、席数、メニューの減少等の営業体制の見直し、店内改装等に伴う休業の影響などにより、前年度比1,383万円の減となりました。一方で、アイス売上高は、前年度比230万円の増、まんじゅう売上高は、前年度比534万円の増、うどん・そば売上は、前年度比381万円の増となっています。また、3月に新規オープンしたベーカリー、エル・カミーノの売上げが245万4,502円となっています。昨年、年度末にレストランとファーストフードの統合・リニューアル、ベーカリーの新規オープンを実施いたしまして、現在、昨年比増と順調に推移しております。

2つ目といたしまして、物産売上高1億5,044万3,590円であり、開発品の売上増加や入札納税返礼品の増加など、ごかみらいLabの活動の成果によるものが大きく、前年度比834万円と昨年度に引き続き増となりました。

3つ目といたしまして、農産物直売所売上高1,588万5,904円であり、これは農産物直売所売上の2%と固定家賃1,900円、平米当たり1,900円で構成される施設使用料となっております。

続いて、売上原価合計1億5,164万3,842円ですが、これは仕入れにかかる経費であり、前年度比499万円の増となっています。

続いて、販売費及び一般管理費合計は、1億6,541万6,311円であり、前年度比184万円の減となっています。

議案書114ページがその内訳となっており、電気料金等水道光熱費の減が主な要因となっております。

続いて、営業外収益合計は、392万5,402円で、前年度比112万円の減であり、営業外費用合計は159万2,643円で、前年度比24万円の増となっております。

続いて、経常損失はマイナス347万7,992円であり、そこから、特別損失の183万円、法人税及び住民税の21万1,000円を引いた、マイナス530万7,992円が当期純損失となっております。

最後に、道の駅来場者数、税込売上高を御報告いたします。来場者数につきましては、61万4,779人、前年度比1万3,938人の増、税込売上高につきましては、株式会社五霞まちづくり交流センターが3億3,864万124円、前年度比1,102万4,072円の増、農産物直売所が4億4,501万6,364円、前年度比395万2,876円の減。道の駅全体で、7億8,365万6,488円、前年度比707万1,196円の増となっております。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

宇野議員。

○8番（宇野進一君）はい。ちょっと質問させていただきたいと思います。

これは、報告事項ですけど、道の駅分野の件については、非常に議員の皆さんも関心を持って大切なことであると。先ほど、5月31日に決算のほうが終了したという形の中で、この報告書については、詳細の部分が今でなくちゃ出せないという形なので、本来であれば、前の全員協議会とか議会運営委員会のほう、こういった中で、ちょっと皆さんに説明してもらいたかったなど。こういったところもあったので、これが5月31日の総会等を含めた形の中での決定であるのであれば、この報告事項については7月に先送りしてもらって、7月にこういった形、出してもらったら有り難いかなと思うんですけど、その辺どうですか。

○議長（樋下周一郎君）産業課長、答弁。

○産業課長兼農業委員会事務局長（笈沼光行君）こちらの報告書につきましては、あくまで決算のほうの内容になっておりますので、6月の全協で詳細を含めた中での報告を毎年度しているところでございますので、今月の全員協議会で詳細の報告をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）宇野進一君。

○8番（宇野進一君）例年は、そういった形をとっていたんですけれども、新しく議員になられた方もおりますのでね。その部分、もうちょっとこう、ここの部分だけは、こういった形で売上等も含めて、もうちょっと話し合いしたいなというのも本音なんです。

ですから、6月と限らず、7月頃にまたもう一遍こういった形を議会のほうで持って話し合いというのは、どうなのでしょう。

その辺ちょっと確認させてください。

○議長（樋下周一郎君）産業課長、答弁。

○産業課長兼農業委員会事務局長（笈沼光行君）はい。

こちらにつきましては、地方自治法に基づく報告になりますので、議会のほうに報告するということになっておりますので、こちらのほうの所見をどうするかという形を議論していただくような形になるかと思っておりますので、こちらについては1回の報告になるのかなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）はい、宇野進一君。

○8番（宇野進一君）はい。

担当課長のほうからですね、この件については、報告という形は、町のほうは6月と。

議会のほうで、もう一遍こういった形の中で全員協議会等を設けていただいて、この分野についてはこういった形等あるんだよと。これをもうちょっと具体的に話し合えればよろしいかなと、私は思いますけど、その辺、御判断をいただきたいと思います。

○議長（樋下周一郎君）今、産業課長の答弁にもありましたけど、ある程度報告する時期については、議会のほうの判断にもよるといってもございますので、後日、その辺のいろいろ日程についてはですね、議会運営委員会が何かで討議したいと思いますので、それでよろしいでしょうか。

○8番（宇野進一君）はい。

ひとつよろしく願い申し上げまして、終わりといたします。

ありがとうございました。

○議長（樋下周一郎君）ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

報告第3号については、報告のとおりといたします。

◎休会の件

○議長（樋下周一郎君）続いて、日程第18、休会の件を議題とします。

委員会審査及び議案調査の都合により、6月5日から6月9日まで本会議を休会したいと思います。

この件に関し、御異議ございませんか。

御異議なしと認めます。

よって、6月5日から6月9日まで本会議を休会いたします。

次の本会議は6月10日午前10時から開き、一般質問を行います。

◎散会の宣告

○議長（樋下周一郎君）以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午前11時01分